

4 畜産第 2987 号  
令和 5 年 4 月 6 日

栃木県知事 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

### 種畜証明書の有効期間延長の通報について

独立行政法人家畜改良センター（以下「センター」という。）は、家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、毎年定期に種畜検査（以下「検査」という。）を行い、農林水産大臣は、当該検査に基づいて検査の日から 1 箇年を有効期間とする種畜証明書を交付している。

令和 5 年度の検査については、別紙計画のとおり実施することとしているが、高病原性鳥インフルエンザについては、昨年 10 月にシーズン最速となる国内初発生が確認されて以降、総殺処分数の更新が続くことに加え、豚熱については、本州及び四国全域での豚熱ワクチン接種後も養豚場において断続的に発生している状況にある。令和 5 年度においても、これら家畜伝染性疾病の発生に伴う防疫対応などにより、検査の実施に協力頂いている都道県の家畜保健衛生所等の関係者の対応が困難となること等が予想され、一部の家畜については、有効期間内に検査を受けることができない可能性が危惧される。

このため、別紙計画に記載されている家畜のうち有効期間内に検査を完了することができない家畜の種畜証明書の有効期間については、同法第 6 条第 2 項の規定に基づき、6 箇月を経過した日又は次の定期の検査結果をセンターの種畜検査員が確定する日のうちいずれか早い時までに限り延長するので、通報する。

